

令和6年度 久喜市立菖蒲中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（いじめ防止対策推進法）

尚、いじめの有無の判断は、「受けている子供の気持ち」によるものとする。

(生徒の責務)

生徒は、絶対にいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの未然防止

ア 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、けんかやふざけ合いなどに注意し、いじめを見過ごさないことに組織的に取り組む。

- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止を目的とし生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。その際には平成25年度久喜市中学生サミット共同宣言（別紙1参照）を十分に踏まえる
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。
- オ いじめに通じると思われることについては速やかに学年主任・教頭に連絡し情報の共有化を図り、校長の指導を得て対応する。
- カ 校内研修を通して、いじめ防止について常に研修を深める。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

(ア)生徒対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月）

(イ)保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、11月）

(ウ)教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年2回（7月・11月）

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

(ア)スクールカウンセラーの活用

(イ)いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの未然防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの未然防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ 生活記録ノート（やりとり帳）の点検を確実にを行い、早期発見に努める。

オ 年度初めにいじめ防止基本方針をホームページで公開する。

③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、「子どもたちがスマホ・ケータイを上手に使う 久喜市のルール」等の活用、情報モラル研修会等の開催を通じて生徒・保護者に適切なネット利用を啓発する。

(2) いじめ未然防止等に関する措置

① いじめの未然防止等の対策のための組織「生徒指導部会」「教育相談部会」「学年主任会」の設置及び情報交換

いじめの未然防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」「教育相談部会」「学年主任会」を設置する。

<構成員>

教職員、及び必要に応じ、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を加える。

「生徒指導委員会」（隔週：教育相談部会が行われない週）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭等

「教育相談部会」（隔週：生徒指導部会が行われない週）

校長、教頭、教務主任、教育相談主任、学年教育相談担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー等

「学年主任会」（必要に応じて行う）

校長、教頭、教務主任、学年主任等

<活 動>

ア いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

イ いじめ未然防止に関すること。

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。

（「いじめの認知」について、いじめであるか否かの判断は、組織的に行う。）

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

オ 学校全体、学年全体としての情報交換及び対応の手立てを図る。

<開 催>

生徒指導部会は隔週1回、教育相談部会は隔週1回、学年主任会は必要に応じた開催とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行い、管理職・関係職員及びいじめ対策委員会に報告する。

イ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめを解消し、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援・報告と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ 「いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ 必要に応じて、市教委の指導を仰ぎながら「出席停止」等の措置を講ずる。
- キ いじめの解消は、いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる場合とする。そのために、被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定し、再発を防止するため日常的に注意深く継続して観察する。

(3) 重大事態への対処

① 重大事態について

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発病した場合
- オ 生徒・保護者から調査依頼の申し出があった場合

② 重大事態への対処

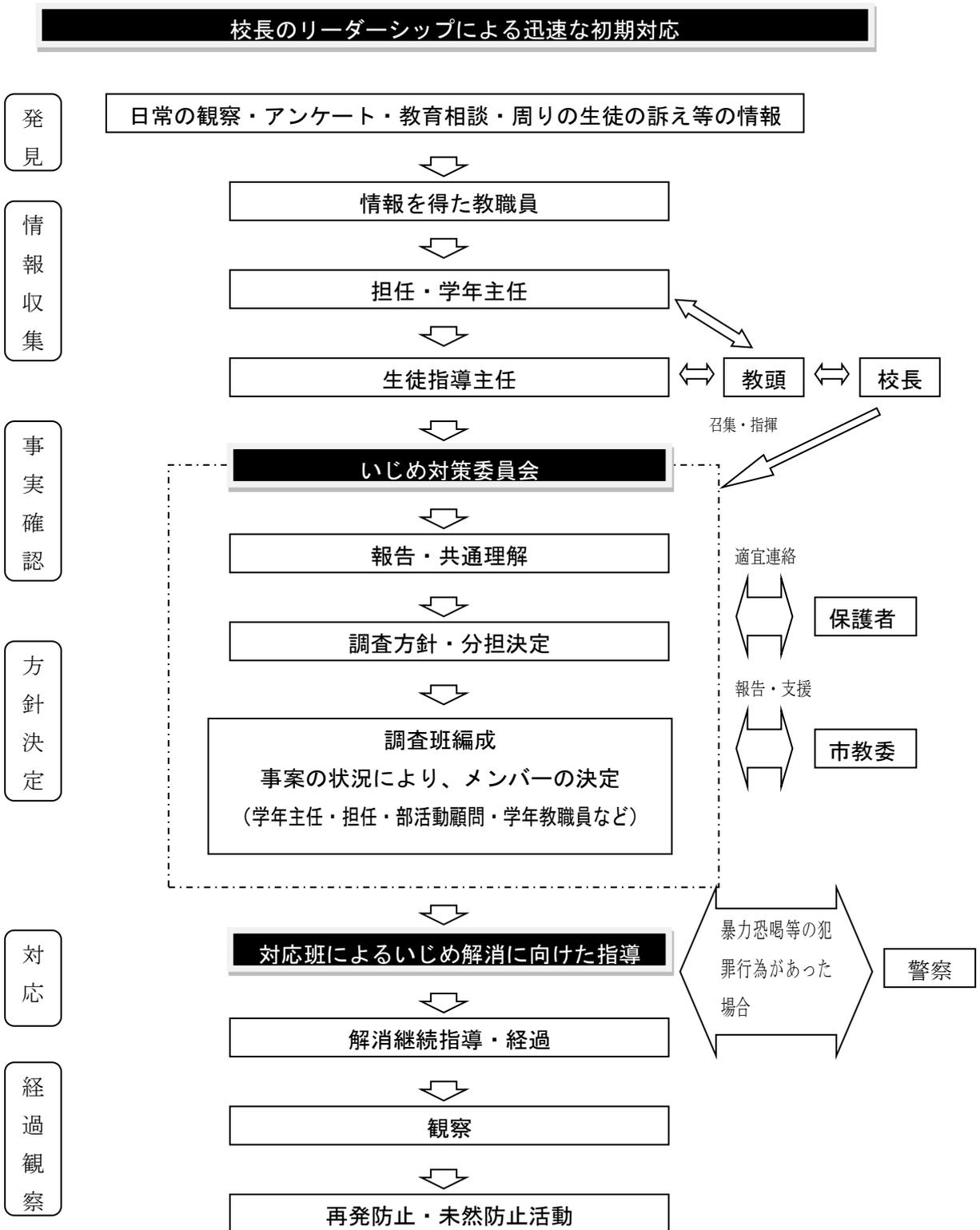
- ア 重大事態が発生した旨を、久喜市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、学年教育相談担当、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校運営協議会会長、指導主事、その他校長が認めるものからなるいじめ問題調査委員会を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、報告する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供・報告する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(5) いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (学校全体の取組)



第2回久喜市中学生サミット共同宣言（平成25年度）

テーマ「いじめゼロ！今、私たちにできること。」

1 学校全体でお互いを認め、大切にし合える取組をします。

- ① 人の目の届かない場所をつくらないようにします。
- ② 学校全体で信頼を深め、気軽に相談できる場をつくります。
- ③ 仲間のよいところを見つけられるレクリエーションに取り組みます。

2 人とのつながりを大切に、優しさを持ちます。

- ① 周りに流されず、自分の考えをしっかり持ちます。
- ② 信頼できる本物の友人をつくります。
- ③ 相手の良いところを見つけ、お互いを認め合います。

3 いじめをなくすために、本当の思いやりと勇気を育てます。

- ① 見て見ぬふりをなくすために、相談できる仲間をつくります。
- ② 一人一人の仲間の気持ちを考えて、あたたかい声をかけます。